

第 2 2 期 第 1 4 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年8月25日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	佐々木 信 昭
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	山 本 幸 宏
〃	堀 内 精 二	
〃	東 信 行	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課	三 橋 潤 一 郎
		山 形 呈 太 朗
		白 板 孝 朗
		加 藤 心
	西北地方水産事務所	所 長 蝦 名 浩
	下北地方水産事務所	副 所 長 田 村 直 明

4 提出議案

議案第1号：西定第6号定置漁業の休業に伴う漁業の許可について（諮問）

議案第2号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第3号：西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について

議案第4号：西部海区管内におけるトドの採捕の指示について

議案第5号：令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第4号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第5号議案：原案どおり要望することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第14回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第14回委員会の御案内を申し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席いただき感謝しております。

ところで、去る8月9日の大雨災害では、各委員、地元で多大な被害があり、いち早い復旧、復興を祈念しているところでもありますけれども、詳細については、皆様、新聞、テレビ等で見聞きしていると思いますので割愛させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染も一昨日には800人台に下がりましたが、昨日はまた、2,000人台と高止まりしております。引き続き、各委員には、予防に留意していただきたいと思います。

さて、本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案5件の審議と報告事項1件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、竹ヶ原委員と西崎委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

では、議題に入ります。

議案第1号「西定第6号定置漁業の休業に伴う漁業の許可について(諮問)」を議題に付します。

審議に入る前に、事前に決めなければならないことがありますので、事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

この議案の審議につきましては、漁業法第146条の規定により、西崎委員におかれまして「自己に直接利害関係のある事案」となり、議事に参与することができないとされております。

ただし、委員会の承認があれば出席、発言ができると規定されておりますので、出席を承認するかどうかの決定をよろしくお願いいたします。

会 長

委員の皆様申し上げますけども、前回同様の事案では出席を承認しておりますけども、今回はどのようないたせばよいでしょうか。

それでは、出席を承認するというところで御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

出席承認ということで、議題に早速入ります。

議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料1を御覧願います。

これは、知事からの諮問文ですが、件名及び本文のみ読み上げます。

西定第6号定置漁業の休業に伴う漁業の許可について(諮問)。

このことについて、下記の者から申請があったので、漁業法第88条第2項の規定に基づき諮問します。

以下の内容につきましては、これから県から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から説明をお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号について補足説明させていただきたいと思います。

定置漁業の休業中の許可の諮問ということになっております。

西定第6号につきましては、現在、山三黒瀧商店に免許されているところなんですけども、令和2年、令和3年と休業届が出されており、その間、今回の申請者である、西崎水産の方に許可を出してきたところです。

今年も引き続き、9月1日から来年8月31日までの休業届が出されまして、この間について、休業中に、ここで定置漁業をやる方について許可の募集をしたところ、これまでと同様に西崎水産の方から申請がありましたので、今回、諮問させていただいたものでございます。

補足説明については、以上となっております。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願ひいたします。

ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

せっかくの出席ですので、西崎委員、何か補足説明ございませんか。

西崎委員

今、ここにいる黒滝さんなんですけど、黒滝さんがうちの地先というか、深浦よりうちの港の方が近いところに定置の漁場があるわけなんですけど。

黒滝さんが、5、6年前から休んで、私に「あなた、場所近いし、やってみませんか。」ということで、私が黒滝さんと話し合っ、そこの場所を私が借りて、漁場設定しているところであります。

いいですね、黒滝さん。

以上です。

黒滝委員

はい。

会 長

どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

福田委員

私、定置って全然素人なんだけど、分からないから、今、聞くわけですけども。

そもそも、何で休業するの、これ。

私、意味分からないわけよ、前からこれ。

1回、聞こうと思ってね。休業する原因は何なの、これ、西崎さん。

黒滝崎委員

うちですよ。

やっぱり、ちょっとうち、兄が早く亡くなったもので、私が跡を継いだわけですけども、従業員の数とか、それとか、場所柄遠いので、従業員の負担も大きく、それでちょっと、こういうことを言っちゃなんだけど、経費もかかるので、ちょっと休業した方がいいのかなと思って、休業しました。

西崎委員

乗組員も今、全然いなくなったんです、若い人が。

黒滝委員

そうなんです。それでやむなく。

西崎委員

もう、歳いった人は辞めていく、若い子入ってこない、従業員が不足して、2ヶ統も3ヶ統も手回らないと。

黒滝委員

それで、存続していくには、その方がいいかなと思って考えました。

福田委員

はい、分かりました。

会 長

あとは、場所的な問題が一つと、あと、経費の問題というのがやっぱりあって、やはり、ペイできるものであれば幾らでも入れるんですけども。

やはり、今、こういう状況なので、かと言って、そこを、漁場を喪失してしまうと、また復活させるのに大変なので、休業という形で、今後、環境が整った時には、また復活するという意味で、区画漁業権、こういう定置の許可というものを生かしておくという意味もあって、休業という形で進んでいるということ。

福田委員

廃業となってしまうえば、次やるって・・・。

会 長

復活するのが大変。

西崎委員

また一からやらなきゃ駄目だから。

福田委員

分かりました。

黒滝委員

すみません、説明不足でしたけど。

会 長

そういうことでしたので、福田委員、よろしいでしょうか。
他にございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

ないようですので、議案第1号については、諮問どおり許可して差し支えないということよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「西定第6号定置漁業の休業に伴う漁業の許可について（諮問）」は、諮問どおり許可して差し支えない旨、答申することに決定いたします。

なお、知事への答申文につきましては、本職に一任願います。

次に議案第2号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第2号について補足説明させていただきます。

資料の方、1枚おめくりになって2ページ目からとなります。

いつものように漁業種類と許可をもらう者の地区、それと許可をすべき船舶等の数、人数、これについて説明させていただきます。

漁業種類、まず最初は、かれい固定式刺し網漁業です。

地区は横浜町となっております。許可すべき数は1隻ということとなっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

底建網漁業です。

大きく表が二つに分かれていまして、まず上段の方からいきます。

地区が小泊に住所を有する者、2段目が、五所川原市十三に住所を有する者、3段目が、つがる市豊富町又は富蒔町に住所を有する者となっております。人数は、それぞれ1人、2人、5人となっております。

3ページ目の下段の方、地区は鯨ヶ沢町になっております。人数は18名です。

おめぐりになられて、4ページは、このままの続きですので、5ページを御覧ください。

これは、地区は同じ鯨ヶ沢町で、旧赤石地区漁協の地区となっております。人数は7人です。

続いて、6ページ目でございます。

これは、新深浦町漁協の旧大戸瀬地区の方になっておりまして、人数は87人。

7ページを飛ばしまして、8ページ。この地区は、風合瀬漁協の地区で人数は12人となっております。

9ページにいまして、地区が深浦町漁協の地区で、人数は4人。続いて、2段目は、新深浦町漁協、旧岩崎漁協の地区で21人。下段が大間越漁協の地区で1人となっております。

10ページ目に入ります。

漁業が、たら底建網漁業でございます。

上段は、佐井村漁協の地区で、人数は14名。下段の方が、脇野沢村漁協の地区で、人数が19名となっております。

11ページにいまして、3段でございます。

外ヶ浜漁協の旧平館の地区で10名。外ヶ浜漁協の旧蟹田の地区で6名。それから、下段が、蓬田村漁協の地区で2人となっております。

12ページに続きます。

次が、後潟漁協の地区で3人。それから、青森市漁協の地区、大字清水の地区で1人。それから、最後、平内町漁協の地区で2人となっております。

続いて、13ページでございます。

なまこ潜水器漁業です。

一番上が、西共第31号、外ヶ浜漁協の漁業権者で1人と。続いて2段目が、青森市漁協の漁業権者で1人。それから、次は平内町漁協ということで、それぞれ区域ごとに1人ずつということで、14ページまで続いております。14ページの下から2段目が、竜飛今別漁協の漁業権者ということで1人となっております。

14ページの一番下が、なまこ・ほたてがい潜水器漁業でして、蓬田村漁協、1人ということになっております。

15ページにいまして、あわび潜水器漁業、竜飛今別漁協で1人、蓬田村漁協で1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。
御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ないようですので、議案第2号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

次に議案第3号「西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明します。

議案第3号資料1を御覧願います。

これは、今年もこれまでと同様にサケ資源の繁殖増大を図るために発せられた、県農林水産部長から西部海区会長あての依頼文です。

読み上げは省略させていただきます。

次に資料2を御覧願います。

この依頼を基に作成した公示する委員会指示案です。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁協調整委員会指示第8号（案）。

漁業法第120条第1項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和4年9月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以降の内容は、県の依頼文に添付されたものと同じで、昨年と年次が違うだけとなります。あとは、同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

県から補足説明等がございましたらお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

議案第3号につきましては、県の方からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見等もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ないようですので、議案第3号「西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することを決定し、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

続きまして、議案第4号「西部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

これは、西部海区管内の沿岸に来遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関する指示で、竜飛今別、外ヶ浜及び脇野沢村漁協に対し、平成19年度から委員会指示により承認されております。

それでは、議案第4号資料1を御覧願います。

県農林水産部長から西部海区会長あての依頼文です。本文の3行目以降を読み上げます。

このたび、水産庁から令和4年7月28日付け水推第744号「令和4年度（トド年度）のトド採捕可能頭数について」にて、令和4年9月1日から令和5年8月31日までのトド採捕可能頭数の上限を北海道対象海区（宗谷・留萌・石狩後志・檜山・渡島海区）及び青森県対象海区（東部・西部地区）において576頭と示されました。

つきましては、本県における令和4年度（トド年度）のトド採捕数の上限を8頭とし、別紙（案）により漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をお願いいたします。

次に資料2を御覧ください。

これは、竜飛今別、外ヶ浜、脇野沢村漁協及び県漁連から西部会長あてに発せられた要請文で、いずれも同じ内容となっております。

続いて、資料3を御覧願います。

委員会指示案です。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第9号（案）。

青森県西部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和4年9月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されているものと同じ内容であり、年次を改めたほかは今年の委員会指示と同様となっております。

次に資料4を御覧願います。

令和4年度のトド採捕承認事務取扱要領案です。こちらも年次を改めた以外は、昨年と同じ内容となっており、2ページ目に記載されている、6の採捕数の上限は、県依頼文のとおり、昨年と同様、頭数を8としております。

事務局からの説明は以上ですが、委員会指示が発動された後、県報掲載に当たり字句修正がある場合は、事務局一任ということで御承認、お願いいたします。

会 長

県から補足説明等がございましたらお願いいたします。

水産振興課 加藤技師

はい、会長。

会 長

はい、加藤技師。

水産振興課 加藤技師

それでは、県からは、資料5の説明をさせていただきます。

青森県における、トド・オットセイ確認状況及び漁業被害についてですが、まず、1番、トド・オットセイによる漁業被害の確認状況について、令和3年11月から令和4年5月までの令和3年トドシーズンでは、漁業被害は確認されませんでした。

次に2番ですが、トド・オットセイによる漁業被害額の状況については、被害がなかったため被害金額もありませんでした。

次に3番、目視調査については、漁業者が操業時に行っている監視とは別に、トドまたはオットセイを見つけるための調査ですが、出現は確認されませんでした。

4番、トド採捕実績について、令和3年トドシーズンは、採捕がありませんでした。

なお、直近、平成25年シーズンに1頭の採捕がありました。

次に5番、漁業被害発生及び目撃地点について、先ほど申し上げたとおり、被害はありませんが、令和3年シーズンでは、4月に脇野沢村漁港の消波ブロックの上に1頭のトドがいたという目撃情報と、あと、5月には、東通村の老部海岸にキタオットセイの死亡個体、6月には、五所川原市の脇元海岸に衰弱したキタオットセイが漂着していたとの報告を受けています。

最後に6番ですが、過去の状況について、令和3年までの目撃及び被害状況について、トド・オットセイは、22地区で目撃、うち11地区で漁業被害の情報がありました。

県からの補足説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

私の方から一つ。

この海岸に死亡個体、また衰弱したものが漂着したと。その後の処理については、どういうふうに処理しているものなんですか。

水産振興課 加藤技師

処理については、埋却処分、砂浜に埋める、または焼却処分と決まっているので、その2点、二通りの方法で処分しています。

会 長

それは、県の方でどこかに委託するとか、その海域の漁業者がやるとか、そういうことなんですか。

水産振興課 加藤技師

これは、漁業者であったり、あと浅虫水族館でも、県が委託しているわけではなくて。

すみません、詳しい情報は持ち合わせていないので、後ほど、回答させていただきたいと思います。

会 長

あともう一つ、これを処理するための、手続き上の何か手順というものとか存在したりするものですか。

水産振興課 加藤技師

これは、県では、特に持ち合わせていなくて、その漁協であったりだとか、見つけたところで・・・。

会 長

どこかに報告するとか、そういう報告義務的なものはないんでしょうかね。

水産振興課 加藤技師

そうですね、国への報告も義務にはなっていないんですけど。

会 長

はい、どうぞ。

野土委員

トドとクジラとは違うんだか、処理するの。

うちの方の海岸さ何年か前にクジラあがって、町村で処理しないと駄目だって、町村で持って行って穴掘って埋めたんだけど。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 白板主幹

市町村さんが基本的に沿岸漂着物については、処理をしていただくというふうなこ

とになっておりました。

会 長

じゃ、こういういわゆる有害生物に該当するような、そういう哺乳類とかが漂着した時には、まずは町の方とかに報告して・・・。

水産振興課 白板主幹

はい、そのようになります。

カメですとかクジラ、哺乳類関係とか、そういったものが一般の市民の方々から寄せられることが多いんですが、そういった場合、市町村の方に基本的には報告していただいて、その後、県の方に報告があがってきて、それぞれの処理方法が異なりますので、処理方法というか、基本、埋却、焼却なんですけど、国へ報告をあげるもの等々、いろいろありますので、そこは物に応じて対応ということになります。

会 長

まずは、関連自治体には報告しておくということが必要だということですよ。

水産振興課 白板主幹

はい、そのようにお願いします。

会 長

分かりました。

他にございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、御質問、御意見もないようでありますから、原案どおり委員会指示を発動することといたしたいと思っておりますけども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

では、議案第4号「西部海区管内におけるトドの採捕の指示について」は、原案ど

おり委員会指示を発動することとし、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

続きまして、議案第5号「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

資料1を御覧ください。

要望事項案として、2提案としております。

赤字が昨年度との変更箇所になります。要点等を説明いたします。

まず、一つ目に太平洋クロマグロの資源管理についてですが、これにつきましては、これまでの第22期の当委員会での審議や情報交換などの内容を盛り込ませていただきました。赤字部分を追加しておりますが、文章の前後がありますので、前段から読ませていただきます。

提案理由、要旨等の部分の「一方」のところから読ませていただきます。

「一方、漁業においては、漁獲枠を月別・漁協別に細分化するなど厳格な資源管理措置の遵守に努力している中、漁業生産者団体に属さない遊漁等の船舶による採捕の現状把握が困難であり」、次からが追記分です。

「また、新たな規制となる広域漁業調整委員会指示への常習的かつ連鎖的な違反の疑義情報が多数寄せられ、委員会指示の本来の目的が達成されているとは言いがたく、都道府県管理及び漁場利用の秩序維持に大きく影響を及ぼす事態が発生しています。」という部分を追加させていただきました。

そして、その項目の中の5番の部分についても、追加しております。これは、国に対しての部分になりますが、下から2行目になります。

「国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し」という部分を強調させていただいております。

次に2ページ目を御覧ください。

この項目につきましては、昨年度同様の継続の要望としております。

説明は以上ですが、本日、審議いただいた結果は、日本海ブロック会議で審議されることとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは、以上です。

会 長

事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、この文言等についての御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

黙読いただいて、皆様の方で、何か追加の文章とか、何か、もっと要望事項を入れ

ることがございましたら、御発言いただきたいと思っております。

日本海ブロックとして要望するものですから、青森県の西部海区の地先だけのことでなくて、ちょっとそれをまたいだ形ということで、青森県の前沖だけということの要望じゃなくて、ちょっと広域的なことも網羅して、皆様にお願いですと。本部の方に、こういう要望をしていくという内容になっておりますので、それを踏まえて黙読いただいて、何か御意見とかございましたらよろしくお願いたします。

西崎委員

これ以上は付けない方がいいんじゃないですか。

会 長

この要望事項、継続要望等については、私と事務局の方といろいろ精査しながら、こういう文章を作成して、皆様に今回、こういう形でということで御提案申し上げている事案でございますので、もし皆様、ここで、この文章でよければということで、御承認いただければ、このように我々の方で要望事項として提出したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

西崎委員

いいと思います。

竹ヶ原委員

一つだけちょっと、分からないので聞きたいんですけども。

会 長

はい、どうぞ。

竹ヶ原委員

この遊漁者及び遊漁船業者というのは、組織だったものというのはあるんでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

長根事務局長

広域の漁業調整委員会日本海ブロックの中での説明ですと、そこに参考人として遊漁船の団体、3団体が参加して意見を述べられております。

水産庁が把握しているのは3団体と。ただ、その3団体に属さない者がどれだけお

るのかというのは、水産庁もその3団体も把握しきれていないという状況にあるということが審議の中で明らかになっております。

竹ヶ原委員

というのは、これだけ困っているという話をできるだけ伝わるような、そういう組織作りをして欲しいという部分があると、規制に繋がるのかなという気がしたものですから。私の方からは以上です。

会 長

ただ、遊漁者という概念は、一応、この青森県の西部海域の中での取扱いというのは、ほぼ漁業者が遊漁の許可を取って経営をしているという事案がございまして、遊漁だけで、何て言うんでしょう、そういう生活の糧にしているという団体というのは、青森県には、ほぼないというか。

ただ、自分たちが、仲の良い人たちが集まって、プレジャーボートでそういう、言葉は遊漁という形で使っているんですけども、実際、許可としての遊漁という形でやっているのは漁業者のみだと聞いていますけども、もし参考になれば、そういうことで。

竹ヶ原委員

ありがとうございます。

会 長

他にございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、今、竹ヶ原委員から御質問があったことを留意いたしまして、このように議案どおり提出したいと思っておりますけども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

異議がないようですので、そのように決定し、日本海ブロック会議に提出すること

といたします。

それでは、これで全議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」を事務局から報告をお願いいたします。

長根事務局長

報告事項の資料1を御覧願います。

令和4年度の通常総会につきましては、令和4年6月20日に書面において、各議案の決議が行われております。

その結果が2ページ目になります。

4議案提出されまして、全て承認されておりますが、審議の結果、表の下の審議の結果のところを御覧願います。

議案第3号、要望事項についてですけれども、この議案につきまして、非承認が6ということで、このことがここに記載されております。

これは、「沿岸まぐろはえ縄漁業を大臣管理漁業とすること」等が新規要望項目として反映されなかったことに対する意見でしたということで、これは継続、今後も継続して検討する予定ですということが注釈されております。

あと、3ページ以降につきましては、この要望事項の内容となっておりますが、新規、再度掲載の新規になりますけれども、それにつきましては、9ページ目のところの4のところですね。委員の資質の向上についてのところと、めくっていただいて後ろの方になります、21ページになります。最後から一つ手前のページになります。

遊漁の漁業調整の関係で、新規（再掲）という部分がございます。遊漁の資源利用の実態把握の部分と、資源管理への協力の部分が新規の扱いとなって提出されております。後で全体を目を通していただければと思います。

事務局からは以上です。

会 長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から、このことについて、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

表決結果等についても、何かございませんか。

それでは、私の方から事務局長の方へ。

議案第3号の不承認の6票の沿岸まぐろはえ縄漁業を大臣管理漁業とすることについて、各委員の方に、ちょっと詳細というか、ざっくりとでもいいので、説明をお願いいたします。

長根事務局長

本当にざっくりですけれども。

これは、事務局の間でも、この表決について、事前にこれを提案した県の方から、こういうこと、動きをしますという事前の予告があったんですけれども、その取りまとめをやっていたのが、京都の海区なんですけど。

地先の問題とされていることに対して沿岸のまぐろはえ縄漁業を大臣許可にして一括管理して欲しいという要望を出したと。出したんですけども、これが、要望案から落ちてると。このことについて、もう1回、再度、各海区で確認してもらえませんかということで、情報提供があったんですけども、結果、このような内容となりました。ということです。

以上です。

会 長

はい、分かりました。

昨今、マグロの漁獲枠のことについては、新聞紙上等でいろいろリリースされているところなんですけども。それに連動した形であり、他海区でも、様々、そういう水面下で、そういう問題が起きていて、そういうことの一つの括りとして、他海域、京都とか、福井、あっちの方のお話だと思うんですけども。

そういうのがやはりきちんと管理できるような体制づくりの一環として、これは、青森県とか、そういうところには、ちょっとなじまない話なんですけども、地先の海区の問題として、こういう問題提起されているということを皆さん、念頭に置いて、今後の参考にしていただきたいと思っておりますけども。

他にございませんか。

はい、どうぞ。

田村委員

私、素人なのでよく分からないんですけども。

21ページの②の「スピアフィッシング」ってあるでしょう。スピアフィッシング。これ、「スピア」ということは、銃で突くってということですか。

長根事務局長

「スピアフィッシング」って、「もり」とか、そういう道具です。

「やす」とか「もり」とか、それに近いような洋風の漁具も入りますけども、こういったものが、テレビ等の影響も若干ある可能性もあるんですけども、そういったものをどうにかして欲しいということの要望が。

田村委員

これ指導を強化するということは、現在、行われているということなんですか。

長根事務局長

青森県では、調整規則で禁止されている、発射装置付きのものについては禁止されているんですけども。この「もり」、「やす」については、各都道府県の調整規則、バラバラなんですよね。ですので、こういったものが、結構、盛んに行われているところと、そうでないところがあるという。

田村委員

はい、分かりました。どうもありがとうございました。

会 長

前は、イルカの突きん棒というのも海区の委員会指示で出されたことも当時あったんですけども。現在は、そういうのが、県の調整規則で無くなったんですか、イルカの突きん棒の委員会指示。

水産振興課 三橋副参事

あれは、いまだにありますけども、実績が全然なくて、国の方からも枠がきていないという状況になっています。

会 長

それに連動したような話ですよ、これ、他地域の。そういうことでしょう。

今後、イルカの突きん棒の委員会指示というのは、今後、諮問するという予定はないということですよ。

水産振興課 三橋副参事

そうですね。もう実績が全然ありませんので。

会 長

分かりました。

過去にはそういうことが、そういう委員会指示もあったということで御理解いただきたいと思っています。

他にございませんか。

では、ないようですので、本日予定していた議事を全て終了しました。

以上、これもちまして、第22期第14回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了：午後2時17分